

【わがまち特例 適用対象となる資産等一覧】

名称	根拠法令	特例率	対象資産	申告対象期間	特例適用期間
汚水又は廃液処理施設	地方税法附則第15条第2項第1号	1/2	汚水または廃液の処理施設で使用する沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	期限なし
下水道除害施設	地方税法附則第15条第2項第5号	3/4	公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	期限なし
雨水貯留浸透施設	地方税法附則第15条第8項	3/4	雨水を一時的に貯留、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とする工事により設置された雨水貯留浸透施設で、特定都市河川浸水被害対策法に基づき市長の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される施設	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	期限なし
太陽光発電設備 〈出力1000kW未満〉	地方税法附則第15条第30項第1号イ	2/3	固定価格買取制度の認定を受けていない設備で再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助を受けて取得した設備(※自家消費型太陽光発電設備) 太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	3年
〈出力1000kW以上〉	地方税法附則第15条第30項第2号イ	3/4			
風力発電設備 〈出力20kW未満〉	地方税法附則第15条第30項第2号ロ	3/4	固定価格買取制度の認定を受けた風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	3年
〈出力20kW以上〉	地方税法附則第15条第30項第1号ロ	2/3			
水力発電設備 〈出力5000kW未満〉	地方税法附則第15条第30項第3号イ	1/2	固定価格買取制度の認定を受けた水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	3年
〈出力5000kW以上〉	地方税法附則第15条第30項第2号ハ	3/4			
地熱発電設備 〈出力1000kW未満〉	地方税法附則第15条第30項第1号ハ	2/3	固定価格買取制度の認定を受けた地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	3年
〈出力1000kW以上〉	地方税法附則第15条第30項第3号ロ	1/2			

名称	根拠法令	特例率	対象資産	申告対象期間	特例適用期間
バイオマス発電設備 〈出力1000kW未満〉	地方税法附則第15条第30項第3号ハ	1/2	固定価格買取制度の認定を受けたバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る。)	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	3年
〈出力10000kW以上 〈出力20000kW未満〉	地方税法附則第15条第30項第1号ニ	2/3			
災害・津波対策等に供 する資産	地方税法附則第15条第26項	1/2	津波防災地域づくりに関する法律第10条の規定により新たに取得され、又は改良された津波対策に供する償却資産	平成28年4月1日～ 令和6年3月31日	4年
	地方税法附則第15条第27項第1号、第28項第1号	2/3	津波防災地域づくりに関する法律第56条の規定により市町村長の指定を受けた避難施設及びそれに付随する構築物、備品など	平成30年4月1日～ 令和3年3月31日	5年
	地方税法附則第15条第27項第2号、第28項第2号	1/2	津波防災地域づくりに関する法律第60条の規定により市町村と管理協定を締結した現存する避難施設及びそれに付随する構築物、備品など	平成30年4月1日～ 令和3年3月31日	5年
	地方税法附則第15条第27項第3号	1/2	津波防災地域づくりに関する法律第61条の規定により市町村と管理協定を締結した建設予定、建設中の避難施設	平成30年4月1日～ 令和3年3月31日	5年
企業主導型保育事業 の用に供する資産	地方税法附則第15条第38項	1/2	平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた児童福祉法に規定する無認可保育事業主等が、一定の保育に供する施設など	平成29年4月1日～ 令和3年3月31日	5年
市民緑地の用に供する 土地	地方税法附則第15条第39項	2/3	平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に都市緑地法の規定する認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地	平成29年4月1日～ 令和3年3月31日	3年
先端設備	地方税法附則第15条第41項	0	中小企業者が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの内に認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備	平成30年4月1日～ 令和3年3月31日	5年
浸水被害軽減地区内 にある土地	地方税法附則第15条第47項	2/3	令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に水防法第15条の規定により指定された浸水軽減地区内にある土地	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日	3年
サービス付高齢者向貸 家住宅	地方税法附則第15条の8第2項	2/3	平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に新築された高齢者の住居の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	平成27年4月1日～ 令和3年3月31日	5年